

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定を改正後欄に欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 財務（支）局長</p> <p>【提出日】 年 月 日</p> <p>【会社名】(2)</p> <p>【英訳名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(3)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【最寄りの連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)</p> <p>【安定操作に関する事項】(6)</p> <p>【総覧に供する場所】(7)</p> <p>名称 _____ (所在地) _____</p> <p>【第一部～第四部 略】 (記載上の注意)</p> <p>【1】～【6】 略</p> <p>【8】 株式の保有状況 提出会社が上場会社等である場合には、提出会社の株式の保有状況について、次のとおり記載すること。 [a～d 略]</p> <p>e 保有目的の純粋投資目的である投資株式を非上場株式とそれ以外の株式に区分し、当該区分ごとに次の(a)及び(b)に掲げる事項を記載すること。</p> <p>【(a)・(b) 略】</p> <p>f 投資株式の保有目的を変更したものの（最近事業年度末において保有しているものに限る。）がある場合には、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、銘柄ごとに、当該(a)又は(b)に定める事項を記載すること。</p> <p>(a) 最近事業年度において保有目的を純粋投資目的から純粋投資目的以外の目的に変更したものである場合に 次に掲げる事項</p> <p>i 銘柄</p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 有価証券届出書</p> <p>【提出先】 財務（支）局長</p> <p>【提出日】 年 月 日</p> <p>【会社名】(2)</p> <p>【英訳名】</p> <p>【代表者の役職氏名】(3)</p> <p>【本店の所在の場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【最寄りの連絡場所】</p> <p>【電話番号】</p> <p>【事務連絡者氏名】</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)</p> <p>【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)</p> <p>【安定操作に関する事項】(6)</p> <p>【総覧に供する場所】(7)</p> <p>名称 _____ (所在地) _____</p> <p>【第一部～第四部 同左】 (記載上の注意)</p> <p>【1】～【6】 同左</p> <p>【8】 同左</p> <p>【同左】</p> <p>[a～d 同左]</p> <p>e 保有目的の純粋投資目的である投資株式を非上場株式とそれ以外の株式に区分し、当該区分ごとに次の(a)及び(b)に掲げる事項を記載すること。また、最近事業年度中に投資株式の保有目的を純粋投資目的から純粋投資目的以外の目的に変更したものの又は純粋投資目的以外の目的から純粋投資目的に変更したものである場合には、それぞれ区分して、銘柄ごとに、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載すること。</p> <p>【(a)・(b) 同左】</p> <p>【加える。】</p>

<p>ii 株式数</p> <p>iii 貸借対照表計上額</p> <p>(b) 最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社)においては、10事業年度)において保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがあつた場合、次に掲げる事項</p> <p>i (a)に定める事項</p> <p>ii 保有目的を変更した事業年度</p> <p>iii 保有目的の変更の理由及び保有目的の変更後の保有又は売却に関する方針</p> <p>g 提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合における提出会社及びその連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額(以下gにおいて「投資株式計上額」という。)が最も大きい会社(以下gにおいて「最大保有会社」といひ、最近事業年度における最大保有会社の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券(連結財務諸表規則第30条第1項第1号に規定する投資有価証券(連結財務諸表規則第30条第2項に規定する非連結子会社及び関連会社の株式を除く。)をいう。)に区分される株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、最近事業年度における最大保有会社及び投資株式計上額が次に大きい会社)について、会社ごとに区分して、bからeまでで準じて記載すること。この場合、dにおける資本金額または提出会社の資本金額とし、最大保有会社以外の会社(提出会社が最大保有会社に該当しない場合)における提出会社を含む。)について、dに規定する「大きい順の60銘柄」は「大きい順の10銘柄」に読み替えるものとする。</p> <p>【(g)～(n) 略】</p>	<p>f 提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合における提出会社及びその連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額(以下fにおいて「投資株式計上額」という。)が最も大きい会社(以下fにおいて「最大保有会社」といひ、最近事業年度における最大保有会社の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券(連結財務諸表規則第30条第1項第1号に規定する投資有価証券(連結財務諸表規則第30条第2項に規定する非連結子会社及び関連会社の株式を除く。)をいう。)に区分される株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、最近事業年度における最大保有会社及び投資株式計上額が次に大きい会社)について、会社ごとに区分して、bからeまでで準じて記載すること。この場合、dにおける資本金額または提出会社の資本金額とし、最大保有会社以外の会社(提出会社が最大保有会社に該当しない場合)における提出会社を含む。)について、dに規定する「大きい順の60銘柄」は「大きい順の10銘柄」に読み替えるものとする。</p> <p>【(g)～(n) 同左】</p>
---	---

標準 第29の「」に記載の事項は、